

クリーニング所の開設等に関する基準

項 目	基 準 等	根 拠
クリーニング師の設置	営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。）ごとに、1人以上のクリーニング師を置かなければならない。ただし、営業者がクリーニング師であって、自ら、主として一のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所については、この限りでない。	法第4条
換気・採光・照明	クリーニング所内は、換気、採光及び照明を十分にすること。	条第3条第1号
格納設備	法第3条第3項第5号の洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物を他の洗濯物と区分して処理するための容器を備えること。	条第3条第5号
他の施設との併設	食品の販売、調理等を行う営業施設その他相互に汚染する可能性のある営業施設と同一施設内に洗濯物の受け取り及び引渡しのための施設を設ける場合は、当該施設の境界に壁、板その他適当なものにより障壁を設けること。	条第3条第6号
洗い場	洗い場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること。	法第3条第3項第4号
業務用機械	洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。	法第3条第2項
洗たく物	洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと。	法第3条第3項第2号
	洗濯物は、その受け取り、引渡し及び運搬においても、洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分して取り扱うこと。	条第3条第2号
ドライ設備	ドライクリーニングの溶剤としてテトラクロロエチレンを使用する場合は、次の措置を講ずること。 ア 貯蔵場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ、直射日光及び雨水を防止できる構造とすること。 イ 貯蔵タンク等は、密閉することができ、かつ、耐溶剤性の容器とすること。 ウ 排液処理装置を設置すること。 エ 溶剤蒸気回収装置を設置すること。 オ 蒸留残さ物等の保管場所及び保管容器は、ア及びイに準ずること。	条第3条第7号
苦情の申出先	営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。	法第3条の2第2項
	クリーニング所においては、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布する。	省令第1条の2第1号

< 凡 例 >

クリーニング業法	-----	法	条
クリーニング業法施行規則	-----	省令	条
クリーニング業法施行条例（墨田区条例）	-----	条	条